



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 19 日 (水)
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (1) (警務課) 2

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）第8条の規定に基づき、鳥取県警察の組織について必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>7課</u>及び監察官室を置く。</p> <p>総務課 警察県民課 会計課 警務課 教養課 厚生課 情報管理課</p> <p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（7）略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年<u>10月</u>鳥取県条例第48号）第8条の規定に基づき、鳥取県警察の組織について必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>6課</u>及び監察官室を置く。</p> <p>総務課 警察県民課 会計課 警務課 厚生課 情報管理課</p> <p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（7）略</p>

<p><u>(8) 公文書類の保存に関すること。</u></p> <p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p><u>(教養課の所掌事務)</u></p> <p>第6条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>職場教養に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教養に関すること。</u></p> <p>(3) <u>術科の訓練に関すること。</u></p> <p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第6条の3 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 公文書類の<u>接受、発送、印刷及び編集</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>照会センターの運用に関すること。</u></p>	<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p><u>(8) 職場教養に関すること。</u></p> <p><u>(9) 学校教養に関すること。</u></p> <p><u>(10) 術科の訓練に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>第6条 削除</p> <p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第6条の3 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 公文書類の<u>接受、発送、浄書、印刷、編集及び保存</u>に関すること。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成20年3月26日から施行する。